

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和8年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件費率
令和7年度	人 634,459	千円 504,935,256	千円 13,631,086	千円 123,710,543	% 24.5	% 24.2

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 た り 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和7年度	人 13,132	千円 57,246,626	千円 7,189,258	千円 22,326,470	千円 86,762,354	千円 6,607	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

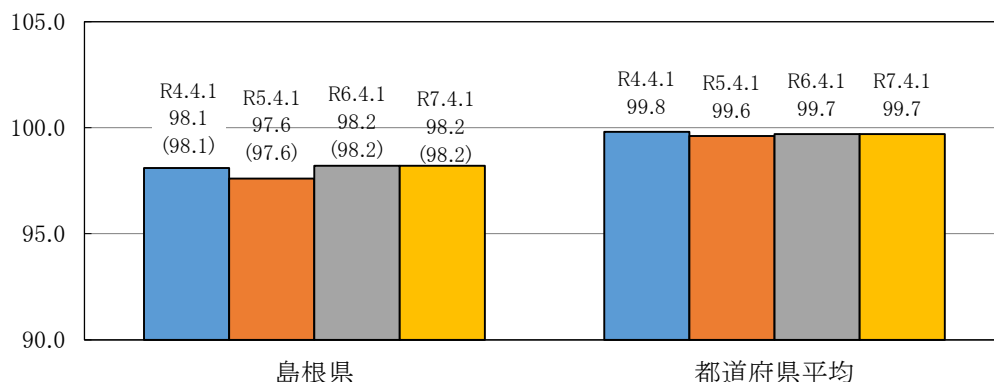
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ 特記事項

特別職の職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（令和5年島根県条例第22号）に基づき、令和9年4月29日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返り
知事	10%	10%
副知事	8%	8%
常勤の監査委員	6%	6%
病院事業管理者	6%	6%
教育長	6%	6%

エ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、

地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

オ 給与改定の状況(令和7年4月1日実施)

(7) 月例給

区 分	人事委員会の報告及び勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (令和7年4月1日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 373,679	円 361,773	円 11,906 3.29%	% 3.29	% 3.29	% 3.62

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(i) 特別給

区 分	人事委員会の報告及び勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給 月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 4.49	月 4.40	月 0.09	月 0.10	月 4.50	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

カ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

(7) 給料表の見直し

a 給料表の改定実施時期

令和7年4月1日

b 内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

(i) 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施(島根県内は支給なし)。

(ii) その他の見直し

通勤手当については国の見直し内容を踏まえて見直しを実施したほか、扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当については国と同様に見直しを実施(令和7年4月1日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和8年4月1日現在)

(7) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	42.0歳	336,042円	409,975円	363,194円
国	－歳	－円	－円	－円
都道府県平均	－歳	－円	－円	－円

(4) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	46.7歳	406,097円	457,839円
都道府県平均	－歳	－円	－円

(7) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	43.0歳	381,892円	425,766円
都道府県平均	－歳	－円	－円

(エ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	38.7歳	355,904円	468,305円	386,475円
国	－歳	－円	－円	－円
都道府県平均	－歳	－円	－円	－円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況(令和8年4月1日現在)

区 分		島根県	国
一般行政職	大 学 卒	233,531円	232,000円
	高 校 卒	201,621円	200,300円
高等学校教育職	大 学 卒	261,514円	－
小・中学校教育職	大 学 卒	261,514円	－
警 察 職	大 学 卒	271,379円	269,200円
	高 校 卒	236,651円	230,400円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和8年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	297,126円	368,451円	399,098円	414,214円
	高校卒	264,375円	318,566円	341,651円	378,167円
高等学校教育職	大学卒	358,383円	419,436円	442,892円	458,110円
小・中学校教育職	大学卒	357,029円	411,636円	432,583円	449,748円

警 察 職	大学卒	319,756円	392,657円	423,650円	441,139円
	高校卒	300,984円	366,921円	413,051円	423,842円

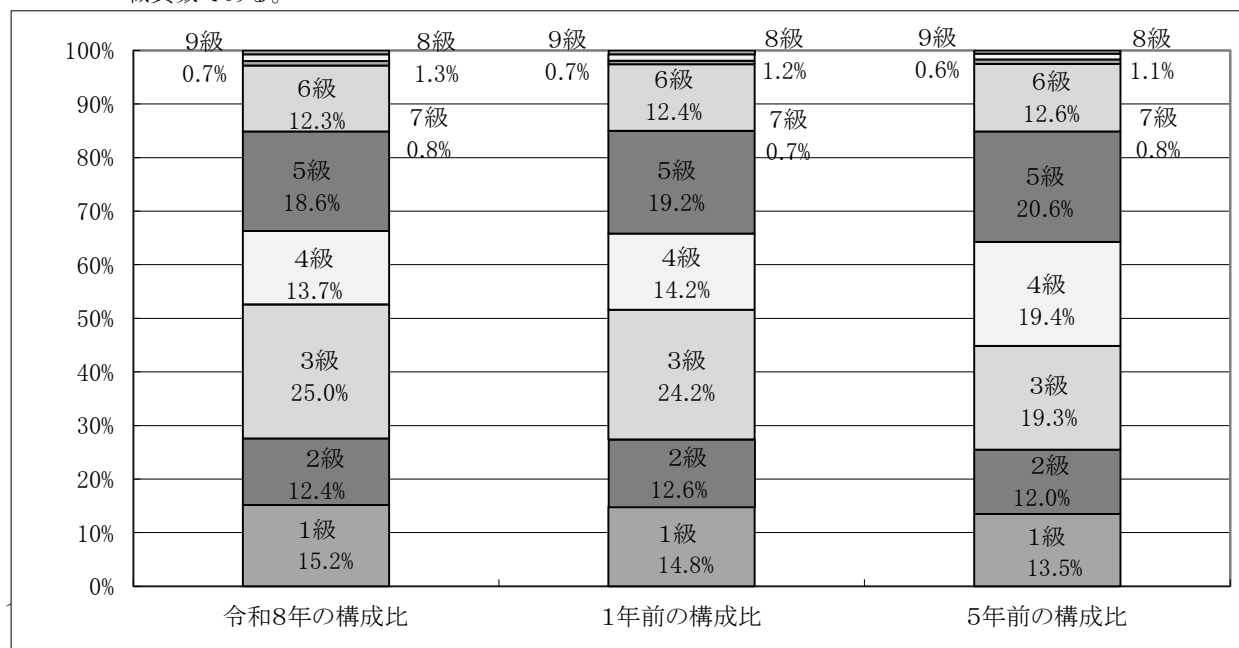
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

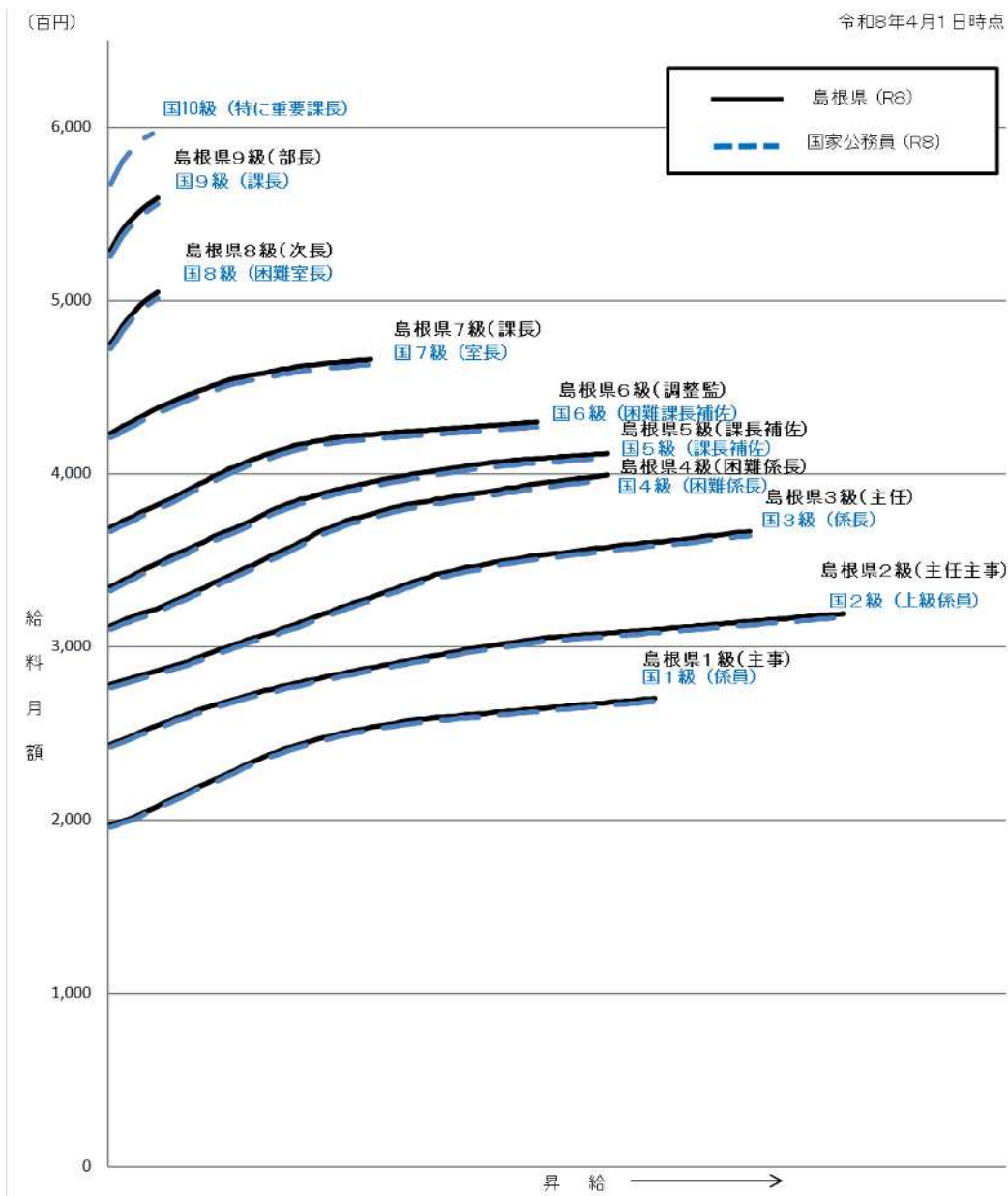
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師	人 550	% 15.2	197,092円	270,070円
2 級	主任主事、主任技師	人 447	% 12.4	243,597円	318,890円
3 級	係長、主任	人 905	% 25.0	278,123円	366,603円
4 級	係長、主幹	人 494	% 13.7	311,844円	399,116円
5 級	課長補佐	人 673	% 18.6	334,795円	411,699円
6 級	課長	人 444	% 12.3	369,220円	429,818円
7 級	課長	人 30	% 0.8	423,476円	466,055円
8 級	次長	人 46	% 1.3	475,014円	504,809円
9 級	部長	人 25	% 0.7	528,766円	558,964円

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。





ウ 昇給への人事評価の活用状況 (一般行政職) (島根県)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県	国
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,692千円	—
（令和7年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.275) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.075) 月分	（令和7年度支給割合） 期末手当 2.525月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125月分 (1.025) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（島根県）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

島 根 県	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 調整率 83.7/100 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 1,997千円 22,706千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 調整率 83.7/100 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）

（注）1 「1人当たり平均支給額」は、令和7年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」及び「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和8年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和7年度)			57,600千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度)			789,046円
支給対象地域・職種	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
東京都 (特別区)	20%	22人	20%
大阪府大阪市	16%	11人	16%
愛知県名古屋市中区	13%	2人	13%
広島県広島市	8%	9人	8%
石川県金沢市	4%	1人	4%
岡山県岡山市	4%	1人	4%
上記以外の市町村	0%	12,129人	0%
医師・歯科医師	16%	22人	16%
平均支給割合		15.79%	15.79%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.2 (98.2)

(注) 「国の制度 (支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

エ 特殊勤務手当 (令和8年4月1日現在)

支給実績 (令和7年度)		511,701千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度)		77,215円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和7年度)		47.8%
手当の種類 (手当数)		64
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		交通捜査取締手当
		教育業務連絡指導手当
		死体取扱手当
		捜査特別手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当 (警察業務)
		警ら手当
		死体取扱手当

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 7 年 度)	2,510,433千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度)	458千円
支 給 実 績 (令 和 6 年 度)	2,467,218千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度)	452千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和8年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和7年度)	支給職員 1 人当たり平 均支給年額 (令和7年度)
扶養手当	支給額 子 13,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末 まで）の子の加算 5,000円 ただし、父母等の支給額は、行政職給料表 8 級職員にあつては、3,500円とし、同給料表 9 級職員にあつては、支給しない（行政職給 料表 8 級及び 9 級には、これらに相当する職 務の級を含む。）。	同じ	—	千円 1,377,681	円 264,786
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1／2×(家賃－23,000円) 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象と なる家賃の 下限額及び 手当上限額 が異なる。	千円 832,480	円 278,701
通勤手当	交通機関利用者 支給額 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 支給額 2キロ～102キロ以上 2,100円～ 60,700円（自動四輪車以外の場合は半額） ただし、1 箇月当たりの交通機関等に係る通 勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及 び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算 した額の限度を150,000円とする。 通勤のために自動車等を使用すること又は交 通機関等と自動車等を併用することを常例と している職員で、駐車場等を利用し、その料 金を負担することを常例とする職員 上限額 3,000円	異なる	交通用具の 区分及び距 離の区分並 びに特別料 金等の支給 要件並びに 駐車場等の 料金の上限 額 が 異 な る。	千円 1,163,487	円 116,781
単身赴任 手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離 が80キロ以上の場合加算（距離により5,000 円～70,000円）	異なる	加算額が異 なる（国： 距離により 8,000 円 ～ 70,000 円）。	千円 238,296	円 442,108
第一種初 任給調整	医師、歯科医師、獣医師その他採用が困難な 職種に支給	異なる	支給対象及 び支給額が	千円 87,585	円 1,684,319

手当	支給額（月額） 3,000円～417,600円		異なる。		
第二種初任給調整手当	基礎的な給与が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給 支給額（月額） 基準額と特定額との差額を月額に換算した額	同じ	—	—	—
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 913,656	円 667,389
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額×4%～16%	同じ	—	千円 184,226	円 510,322
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 99,754	円 215,919
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 330,174	円 423,843
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千円 35,603	円 161,099
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給 支給額 定時制（夜間） 給料月額×3.5% （教頭は2.5%） 通信制（日曜日） 給料月額×2% （教頭は1.5%）			千円 8,801	円 135,395
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給 支給額 給料月額×5%			千円 46,137	円 218,659
義務教育等教員特別手当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 支給額 職務の級及び号給に応じて5,600円を超えない額 （産業教育手当を支給される職員で、農業若しくは水産に係る産業教育又は定時制教育若しくは通信制教育に従事するものについては、その額に4分の3を乗じて得た額）			千円 398,146	円 61,795

	(産業教育手当を支給される職員で上記以外のものについてはその額に4分の2を乗じて得た額) 学級(特別支援学校の学級及び特別支援学級を除く)を担当する校務を分掌する教育職員に支給 1学級を1名で担任する者又は人事委員会・教育委員会が定める者 支給額 3,000円 1学級を2名で担任する者又は人事委員会・教育委員会が定める者 支給額 1,500円 ただし、給料の調整額が支給される教育職員には1,500円は支給しない。				
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 205,699	円 99,516
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 67,774	円 80,780
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,350円～22,500円	同じ	—	千円 338,115	円 192,768
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合は、6,000円～18,000円) 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 4,726	円 22,942
農林漁業普及手当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 31,118	円 207,454

災害派遣 手当	災害応急対策又は災害復旧等のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（１日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武力攻撃 災害等派 遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（１日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
特定新型 インフル エンザ等 対策派遣 手当	特定新型インフルエンザ等対策の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（１日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区 分			給 料 月 額 等
給 料	知 事		1,161,000円（1,290,000円）
	副 知 事		929,200円（1,010,000円）
報 酬	議 長		980,000円
	副 議 長		860,000円
	議 員		800,000円
期 末 手 当	知 事		（令和７年度支給割合）
	副 知 事		3.50月分
	議 長		（令和７年度支給割合）
	副 議 長 議 員		3.50月分
退 職 手 当	知 事	（算定方式）	（１期の手当額）（支給時期）
	副 知 事	129万円×在職月数×0.494	3,058.85万円 任期毎
		101万円×在職月数×0.349	1,691.95万円 任期毎
	備 考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施	

（注）１ 「給料」及び「報酬」の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

２ 「退職手当」の「（１期の手当額）」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

（単位：人）（各年４月１日現在）

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和８年	令和７年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	20	20	0	国スポ・全スポ対応強化による増
		総 務	608	583	25	
		税 務	103	106	▲ 3	
		民 生	260	260	0	
		衛 生	460	464	▲ 4	

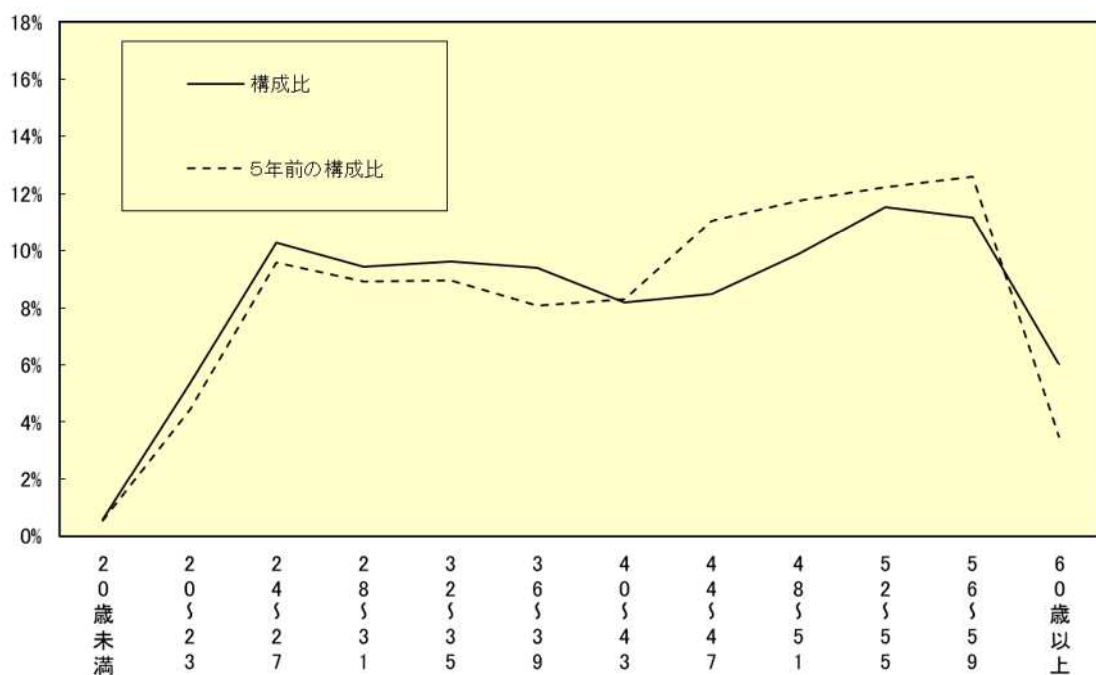
		労 働	56	53	3	災害対応業務等の減
		農林水産	876	885	▲ 9	
		商 工	183	184	▲ 1	
		土 木	774	784	▲ 10	
		計	3, 340	3, 339	1	
	教育部門		7, 346	7, 376	▲ 30	学校統廃合や生徒数減に伴う減
	警察部門		1, 802	1, 808	▲ 6	
	小 計		12, 488	12, 523	▲ 35	(参考：人口10万当たり職員数 1, 968. 29人)
公営企業等会計部門	病 院		1, 258	1, 264	▲ 6	
	水 道		24	26	▲ 2	
	下水道		21	20	1	
	その他		75	76	▲ 1	
	小 計		1, 378	1, 386	▲ 8	
合 計			13, 866	13, 909	▲ 43	(参考：人口10万当たり職員数 2, 185. 48人)
			[15, 522]	[15, 550]	[▲28]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 臨時職員（教育部門）は含まない。

イ 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	82人	744人	1,428人	1,311人	1,332人	1,304人	1,136人	1,175人	1,370人	1,597人	1,550人	837人	13,866人

ウ 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	過去 5 年間の 増減数(率)
一般行政	3,307	3,350	3,383	3,337	3,339	3,340	33 (1.0%)
教育	7,528	7,506	7,456	7,430	7,376	7,346	▲182 (▲2.4%)
警察	1,820	1,813	1,799	1,797	1,808	1,802	▲ 18 (▲1.0%)
普通会計 計	12,655	12,669	12,638	12,564	12,523	12,488	▲ 167 (▲1.3%)
公営企業会計 計	1,265	1,286	1,309	1,359	1,386	1,378	113 (8.9%)
総合計	13,920	13,955	13,947	13,923	13,909	13,866	▲ 54 (▲0.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 臨時職員(教育部門)は含まない。

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和 6 年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和 7 年度	千円 2,050,421	千円 95,926	千円 168,830	% 8.2	% 8.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費5,536千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 7 年度	人 22	千円 83,654	千円 15,964	千円 33,482	千円 133,100	千円 6,050	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和 8 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	41.7歳	348,459円	542,387円
団体平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (水 道 事 業)	島 根 県
1 人当たり平均支給額(令和 7 年度)	1 人当たり平均支給額(令和 7 年度)

1,522千円	1,692千円
(令和7年度支給割合)	(令和7年度支給割合)
期末手当 2.45 月分 (1.275)月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.075)月分	期末手当 2.45 月分 (1.275)月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.075)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5～20%	役職加算 5～20%
管理職加算 15～25%	管理職加算 15～25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (令和8年4月1日現在)

島根県（企業局職員）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率 83.7/100			調整率 83.7/100		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 24,596千円			1人当たり平均支給額		
			自己都合 勸奨・定年		
			1,997千円 22,706千円		

(注) 1 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、令和5年度から令和7年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、電気事業又は宅地造成事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和7年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当 (令和8年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (令和8年4月1日現在)

支給総額(令和7年度)		496千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度)		35,429円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和7年度)		63.6%
手当の種類(手当数)		7
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当 原子力災害応急作業従事手当	

(e) 時間外勤務手当

支給実績(令和7年度)	4,921千円
-------------	---------

職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度）	246千円
支 給 実 績 （ 令 和 6 年 度 ）	5,582千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度）	279千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度)	支給職員 1 人当たり平 均支給年額 (令和7年度)
扶養手当	支給額 子 13,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、父母等の支給額は、行政職給料表 8 級職員にあっては、3,500円とし、同給料表 9 級職員にあっては、支給しない（行政職給料表 8 級及び 9 級には、これらに相当する職務の級を含む。）。 上限額 27,000円	同じ	—	千円 1,656	円 236,571
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1／2×(家賃－23,000円) 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額及び手当上限額が異なる。	千円 1,218	円 243,600
通勤手当	交通機関利用者 支給額 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 支給額 2キロ～102キロ以上 2,100円～60,700円（自動四輪車以外の場合は半額） ただし、1 箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。 通勤のために自動車等を使用すること又は交通機関等と自動車等を併用することを常例としている職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員 上限額 3,000円	異なる	交通用具の区分及び距離の区分並びに特別料金等の支給要件並びに駐車場等の料金の上限額が異なる。	千円 4,424	円 210,679
単身赴任	支給額 30,000円	異なる	加算額が異	実績なし	実績なし

手当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）		なる（国：距離により8,000円～70,000円）。		
第一種初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師その他採用が困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～417,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
第二種初任給調整手当	基礎的な給与が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給 支給額（月額） 基準額と特定額との差額を月額に換算した額	同じ	—	—	—
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,627	円 813,600
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 812	円 90,204
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 695	円 173,632
宿直手当	支給額（勤務1回につき） 2,350円～22,500円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合、6,000円～18,000円）	同じ	—	千円 2	円 2,000

	平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円				
--	---	--	--	--	--

(f) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和7 年度	千円 249,549	千円 10,561	千円 29,135	% 11.7	% 11.2

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和7 年度	人 4	千円 13,843	千円 4,610	千円 5,067	千円 23,520	千円 5,880	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和8年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	26.9歳	253,235円	405,700円
団体平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県（工業用水道事業）		島 根 県	
1人当たり平均支給額（令和7年度）		1人当たり平均支給額（令和7年度）	
1,272千円		1,692千円	
（令和7年度支給割合）		（令和7年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分	2.45月分	2.05月分
(1.275)月分	(1.075)月分	(1.275)月分	(1.075)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和8年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率 83.7/100			調整率 83.7/100		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 24,596千円			1人当たり平均支給額		
			自己都合		勸奨・定年
			1,997千円		22,706千円

（注）1 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和5年度から令和7年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、電気事業又は宅地造成事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和7年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給総額（令和7年度）		452千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度）		113,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）		100.0%
手当の種類（手当数）		7
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当 原子力災害応急作業従事手当	

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度）	1,346千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度）	337千円
支給実績（令和6年度）	677千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	169千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との	国の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度）	支給職員1人当たり平
-----	----------	--------	------------	-------------	------------

		異 同			均支給年額 (令和7年度)
扶養手当	支給額 子 13,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 276	円 276,000
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1 / 2 \times (家賃 - 23,000円)$ 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額及び手当上限額が異なる。	千円 324	千円 324,000
通勤手当	交通機関利用者 支給額 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 支給額 2キロ～102キロ以上 2,100円～60,700円（自動四輪車以外の場合は半額） ただし、1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。 通勤のために自動車等を使用すること又は交通機関等と自動車等を併用することを常例としている職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員 上限額 3,000円	異なる	交通用具の区分及び距離の区分並びに特別料金等の支給要件並びに駐車場等の料金の上限額が異なる。	千円 641	円 213,600
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
第一種初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師その他採用が困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～417,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
第二種初	基礎的な給与が地域別最低賃金に相当する額	同じ	—	—	—

任給調整 手当	を下回る職員に支給 支給額（月額） 基準額と特定額との差額を 月額に換算した額				
管理職手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の 特別調整額 として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤 公署に勤務する職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額 × 4 %～16 %	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手 当に準 ずる手 当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動 に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額 × 2 %～6 %	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤 務手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間あたり の給与額×135/100	異なる	勤務1時間 あたりの給 与額の算出 方法が異なる。	千円 655	円 163,781
夜間勤 務手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午 前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間あたり の給与額×25/100	異なる	勤務1時間 あたりの給 与額の算出 方法が異なる。	千円 636	円 212,133
宿日直手 当	支給額（勤務1回につき） 2,350円～22,500円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員 特別勤 務手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等 により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～ 12,000円 （実働時間が6時間を超える場合、6,000円 ～18,000円） 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務 した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000 円	同じ	—	実績なし	実績なし

(7) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和7 年度	千円 2,794,767	千円 917,731	千円 527,914	% 18.9	% 18.8

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和7 年度	人 61	千円 251,076	千円 57,343	千円 102,586	千円 411,005	千円 6,738	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和8年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	43.9歳	358,329円	548,941円
団体平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (電 気 事 業)		島 根 県	
1 人当たり平均支給額（令和 7 年度）		1 人当たり平均支給額（令和 7 年度）	
1, 655千円		1, 692千円	
(令和 7 年度支給割合)		(令和 7 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2. 45 月分	2. 05 月分	2. 45 月分	2. 05 月分
(1. 275) 月分	(1. 075) 月分	(1. 275) 月分	(1. 075) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5 ～ 20%	役職加算	5 ～ 20%
管理職加算	15 ～ 25%	管理職加算	15 ～ 25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和8年4月1日現在）

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分

調整率 83.7/100	調整率 83.7/100
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）
1人当たり平均支給額 24,596千円	1人当たり平均支給額
	自己都合 勸奨・定年
	1,997千円 22,706千円

(注) 1 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和5年度から令和7年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、電気事業又は宅地造成事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和7年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給総額（令和7年度）	1,073千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度）	38,321円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	45.9%
手当の種類（手当数）	7
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当 原子力災害応急作業従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度）	15,307千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度）	306千円
支給実績（令和6年度）	14,108千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	288千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度）
扶養手当	支給額 子 13,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 8,450	円 241,437

	ただし、父母等の支給額は、行政職給料表 8 級職員にあっては、3,500円とし、同給料表 9 級職員にあっては、支給しない（行政職給料表 8 級及び 9 級には、これらに相当する職務の級を含む。）。				
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1／2×（家賃－23,000円） 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額及び手当上限額が異なる。	千円 3,289	円 274,067
通勤手当	交通機関利用者 支給額 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 支給額 2キロ～102キロ以上 2,100円～60,700円（自動四輪車以外の場合は半額） ただし、1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。 通勤のために自動車等を使用すること又は交通機関等と自動車等を併用することを常例としている職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員 上限額 3,000円	異なる	交通用具の区分及び距離の区分並びに特別料金等の支給要件並びに駐車場等の料金の上限額が異なる。	千円 8,320	円 160,004
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 1,392	円 464,000
第一種初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～417,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
第二種初任給調整手当	手当基礎的な給与が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給 支給額（月額） 基準額と特定額との差額を月額に換算した額	同じ	—	—	—
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 8,107	円 810,680
特地勤務	離島その他の生活の不便な地に所在する特地	同じ	—	実績なし	実績なし

手当	公署に勤務する職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額 × 4 %～16 %				
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額 × 2 %～6 %	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,615	円 95,029
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,279	円 106,607
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,350円～22,500円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合、6,000円18,000円） 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 69	円 9,857

(イ) 宅地造成事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和7 年度	千円 1,067,601	千円 ▲59,445	千円 40,139	% 3.8	% 4.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費48,166千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和 7 年度	人 6	千円 25,051	千円 4,507	千円 10,581	千円 40,139	千円 6,690	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和年 8 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	40.7歳	357,747円	519,524円
団体平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県（ 宅 地 造 成 事 業 ）		島 根 県	
1 人当たり平均支給額（令和 7 年度）		1 人当たり平均支給額（令和 7 年度）	
1,764千円		1,692千円	
(令和 7 年度支給割合)		(令和 7 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.275)月分	(1.075)月分	(1.275)月分	(1.075)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

島 根 県（ 企 業 局 職 員 ）			島 根 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率 83.7/100			調整率 83.7/100		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 24,596千円			1人当たり平均支給額		
			自己都合 勸奨・定年		
			1,997千円 22,706千円		

(注) 1 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和 5 年度から令和 7 年度までの間

に勸奨又は定年により退職した水道事業、電気事業又は宅地造成事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和7年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給総額（令和7年度）	59千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度）	19,667円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	50.0%
手当の種類（手当数）	7
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当 原子力災害応急作業従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度）	1,007千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度）	252千円
支給実績（令和6年度）	1,383千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	277千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度)
扶養手当	支給額 子 13,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 708	円 236,000
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合	異なる	支給対象となる家賃の下限額及び	千円 579	円 289,500

	11,000円 + 1 / 2 × (家賃 - 23,000円) 手当上限額 27,000円		手当上限額 が異なる。		
通勤手当	交通機関利用者 支給額 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 支給額 2キロ～102キロ以上 2,100円～ 60,700円（自動四輪車以外の場合は半額） ただし、1箇月当たりの交通機関等に係る通 勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及 び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算 した額の限度を150,000円とする。 通勤のために自動車等を使用すること又は交 通機関等と自動車等を併用することを常例と している職員で、駐車場等を利用し、その料 金を負担することを常例とする職員 上限額 3,000円	異なる	交通用具の 区分及び距 離の区分並 びに特別料 金等の支給 要件並びに 駐車場等の 料金の上限 額 が 異 な る。	千円 853	円 142,087
単身赴任 手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離 が80キロ以上の場合加算（距離により5,000 円～70,000円）	異なる	加算額が異 なる（国： 距離により 8,000円～ 70,000 円）。	実績なし	実績なし
第一種初 任給調整 手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種 に支給 支給額（月額） 3,000円～417,600円	異なる	支給対象及 び支給額が 異なる。	実績なし	実績なし
第二種初 任給調整 手当	基礎的な給与が地域別最低賃金に相当する額 を下回る職員に支給 支給額（月額） 基準額と特定額との差額を 月額に換算した額	同じ	—	—	—
管理職手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の 特別調整額 として支給	千円 1,297	円 648,600
特勤勤務 手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤 公署に勤務する職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額 × 4 %～16 %	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤勤務 手当に準 ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動 に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額 × 2 %～6 %	同じ		実績なし	実績なし
休日勤務	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たり	異なる	勤務1時間	実績なし	実績なし

手当	の給与額×135／100		当たりの給与額の算出方法が異なる。		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25／100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,350円～22,500円	同じ	－	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合、6,000円～18,000円） 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	－	千円 4	円 4,000

イ 病院局

(7) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和6年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和7 年度	千円 26,281,703	千円 ▲2,161,569	千円 11,985,634	% 45.6	% 45.5

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B／A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和7 年度	人 1,172	千円 5,009,387	千円 3,116,836	千円 1,438,106	千円 9,564,330	千円 8,161	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和8年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県（医師）	44.1歳	596,638円	1,450,133円
島根県（看護師）	37.5歳	340,741円	523,793円
島根県（事務職員）	37.0歳	317,823円	466,607円
団体平均（医師）	－歳	－円	－円
団体平均（看護師）	－歳	－円	－円
団体平均（事務職員）	－歳	－円	－円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県（ 病 院 事 業 ）		島 根 県	
1人当たり平均支給額（令和7年度）		1人当たり平均支給額（令和7年度）	
1,609千円		1,692千円	
（令和7年度支給割合）		（令和7年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.275)月分	(1.075)月分	(1.275)月分	(1.075)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和8年4月1日現在）

島根県（病院事業）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率 83.7/100			調整率 83.7/100		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
	1,157千円	23,224千円		1,997千円	22,706千円

（注） 1 「島根県（病院事業）」の「1人当たり平均支給額」は、令和7年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和7年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度）			164,141千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和7年度）			932,620円
支給対象地域・職種	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
医師・歯科医師	16%	166人	0%
県内全市町村	0%	1,040人	0%

(d) 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給総額（令和7年度）		388,694千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度）		389,083円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）		78.8%
手当の種類（手当数）		12
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 災害応急業務等従事手当	

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度）	885,864千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度）	724千円
支給実績（令和6年度）	924,543千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	774千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度）
扶養手当	支給額 子 13,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 141,183	円 284,642
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合	異なる	支給対象となる家賃の下限額及び	千円 122,981	円 276,984

	11,000円 + 1 / 2 × (家賃 - 23,000円) 手当上限額 27,000円		手当上限額 が異なる。		
通勤手当	交通機関利用者 支給額 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 支給額 2キロ～102キロ以上 2,100円～ 60,700円（自動四輪車以外の場合は半額） ただし、1箇月当たりの交通機関等に係る通 勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及 び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算 した額の限度を150,000円とする。 通勤のために自動車等を使用すること又は交 通機関等と自動車等を併用することを常例と している職員で、駐車場等を利用し、その料 金を負担することを常例とする職員 上限額 3,000円	異なる	交通用具の 区分及び距 離の区分並 びに特別料 金等の支給 要件並びに 駐車場等の 料金の上限 額 が 異 な る。	千円 59,045	円 65,171
単身赴任 手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離 が80キロ以上の場合加算（距離により5,000 円～70,000円）	異なる	加算額が異 なる（国： 距離により 8,000円～ 70,000 円）。	千円 1,208	円 201,333
第一種初 任給調整 手当	医師、歯科医師、獣医師その他採用が困難な 職種に支給 支給額（月額） 3,000円～417,600円	異なる	支給対象及 び支給額が 異なる。	千円 597,131	円 3,597,174
第二種初 任給調整 手当	基礎的な給与が地域別最低賃金に相当する額 を下回る職員に支給 支給額（月額） 基準額と特定額との差額を 月額に換算した額	同じ	—	—	—
管理職手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の 特別調整額 として支給	千円 44,591	円 891,816
特地勤務 手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地 公署に勤務する職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額 × 4 %～16 %	同じ	—	千円 954	円 119,273
特地勤務 手当に準 ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動 に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額 × 2 %～6 %	同じ	—	千円 390	円 48,711
休日勤務	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たり	異なる	勤務1時間	千円	円

手当	の給与額×135／100		当たりの給与額の算出方法が異なる。	16,745	70,063
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25／100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 94,885	円 117,287
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,350円～22,500円	同じ	—	千円 42,055	円 247,382
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合、6,000円～18,000円） 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 306	円 306,000

ウ 下水道推進課

(7) 下水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和6年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和7 年度	千円 4,644,116	千円 ▲40,657	千円 122,502	% 2.6	% 2.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費68,748千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B／A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和7 年度	人 20	千円 86,219	千円 18,332	千円 45,695	千円 150,246	千円 7,512	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和8年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年
前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	48.8歳	349,104円	554,414円
団体平均	－歳	－円	－円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県（ 下 水 道 事 業 ）		島 根 県	
1 人当たり平均支給額（令和 7 年度）		1 人当たり平均支給額（令和 7 年度）	
1, 626千円		1, 692千円	
（令和 7 年度支給割合）		（令和 7 年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2. 45 月分	2. 05 月分	2. 45 月分	2. 05 月分
(1. 275) 月分	(1. 075) 月分	(1. 275) 月分	(1. 075) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5 ～20％	役職加算	5 ～20％
管理職加算	15～25％	管理職加算	15～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和8年4月1日現在）

島 根 県（ 下 水 道 事 業 ）			島 根 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率 83.7/100			調整率 83.7/100		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 一千円			1人当たり平均支給額		
			自己都合 勸奨・定年		
			1,997千円 22,706千円		

（注）1 「島根県（下水道事業）」の「1人当たり平均支給額」は、対象人数が1人のため、個人情報保護の観点から「－」としている。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和7年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(c) 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給総額（令和7年度）	1千円
-------------	-----

支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度）	1,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 7 年度）	5.0%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 特殊環境施設業務従事手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和 7 年度）	9,184千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度）	510千円
支給実績（令和 6 年度）	5,756千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度）	339千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(i) その他の手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (令和7年度)
扶養手当	支給額 子 13,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、父母等の支給額は、行政職給料表 8 級職員にあつては、3,500円とし、同給料表 9 級職員にあつては、支給しない（行政職給料表 8 級及び 9 級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 2,554	円 232,175
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1／2×(家賃－23,000円) 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額及び手当上限額が異なる。	千円 945	円 315,000
通勤手当	交通機関利用者 支給額 定期券又は回数乗車券等の価額 交通用具使用者 支給額 2キロ～102キロ以上 2,100円～60,700円（自動四輪車以外の場合は半額） ただし、1 箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算	異なる	交通用具の区分及び距離の区分並びに特別料金等の支給要件並びに駐車場等の料金の上限	千円 1,776	円 104,495

	した額の限度を150,000円とする。 通勤のために自動車等を使用すること又は交通機関等と自動車等を併用することを常例としている職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員 上限額 3,000円		額が異なる。		
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
第一種初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～417,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
第二種初任給調整手当	基礎的な給与が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給 支給額（月額） 基準額と特定額との差額を月額に換算した額	同じ	—	—	—
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,397	円 698,400
特勤勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤勤務手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 現に受ける給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 113	円 18,818
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
宿日直手	支給額（勤務1回につき）	同じ	—	千円	円

当	2,350円～22,500円			9	8,800
管理職員 特別勤務 手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合、6,000円～18,000円） 平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

(8) 退職者（管理職）の再就職状況

令和7年度末退職者（管理職）の再就職の状況

区分	退職者数	合計	左のうち再就職した者					
			島根県に再就職した者			島根県以外に再就職した者		
			再任用職員	会計年度任用職員	臨時的任用職員	民間企業等	国、他の地方公共団体	公共的団体等
一般職員	59	27	4	0	0	13	0	10
教育職員	7	4	2	0	0	1	1	0
警察職員	4	4	0	0	0	3	0	1
計	70	35	6	0	0	17	1	11

(注) 1 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員

2 「島根県以外に再就職した者」は、令和8年5月31日時点で民間企業等、国・他の地方公共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者

3 「再任用職員」とは、地方公務員法第22条の4又は同法改正法附則第4条・第6条の規定により再度任用された者

4 「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の2の規定により任用された者

5 「臨時的任用職員」とは、地方公務員法第22条の3の規定により任用された者

6 「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流のため退職し、再就職した者は除く。

7 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共団体以外の団体

8 「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員